

介護保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

様

☐特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算(Ⅰ) ＜重症度が高い＞	特別管理加算(Ⅱ)
・在宅悪性腫瘍等患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

☐初回加算

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。

要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

☐緊急時訪問看護加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に1月に1回加算されます。

☐退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活についてカンファレンスを行った場合、退院・退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

☐ターミナルケア加算

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

☐長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、1回の訪問看護につき加算されます。

☐複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った時に加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

☐複数名訪問加算(Ⅰ)

2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合

☐複数名訪問加算(Ⅱ)

看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

☐サービス提供体制強化加算

勤続年数3年以上または7年以上の職員を30%以上配置などの要件を満たしている場合、1回の訪問看護につき加算されます。

☐看護体制強化加算

☐看護体制強化加算(Ⅰ)

・ターミナルケア加算の算定者5名以上(12月間)

☐看護体制強化加算(Ⅱ)

・ターミナルケア加算の算定者1名以上(12月間)

年 月 日

(事業者)医療法人光陽会 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション

(代表者名) 篠 崎 仁 史

(管理者) 渡 部 拓 朗

私(利用者及びその家族)は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事に同意します。

利用者

住所

氏名

代理人及び立会人

住所

氏名